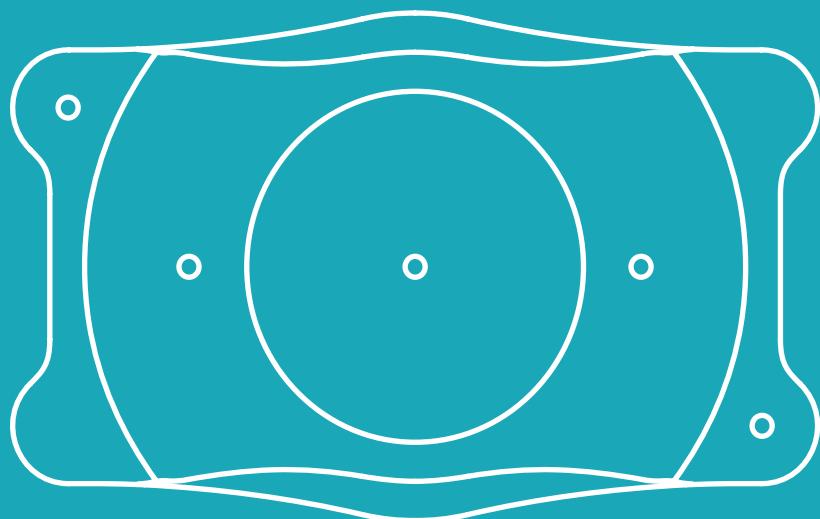


眼内コンタクトレンズ（ICL）治療の医療費控除



眼内コンタクトレンズ(ICL)治療の医療費控除

ICLの治療費は医療費控除の対象です。医療費控除は年末調整では対応できず、確定申告を行ってそのメリットを受けるしかありません。けれど、人によっては十万円単位での税金の還付を受けることができます。

確定申告と聞いて、どんなイメージを抱くでしょうか。おそらくほとんどの方が「めんどくさい」とか「よくわからない」と思うはずです。

最近ではフリーランスのみならず、サラリーマンもふるさと納税や医療費控除などによって、確定申告が身近なものになりました。しかも税金の還付を受けるだけの確定申告は、慣れてしまえば難しいものではありません。

医療費控除の概要や、控除対象となる医療費の範囲、また、具体的な還付金額や確定申告書の記載の仕方を見ていきましょう。

医療費控除と医療費の範囲

医療費控除とは1年間で支払った医療費の金額によって、納める税金を減らす制度です。

医療費控除の対象範囲は、同一生計の家族の医療費も含みます。つまり、もしあなたが世帯主なら配偶者や子供の治療に関する医療費も、あなたの税金を減らす可能性があります。あるいは、あなたが世帯主でなければ、あなたの医療費が世帯主の税金を減らす可能性もあるのです。

具体的には、年間の医療費の総額から10万円を差し引いた金額が「控除」という形で税金を減らしていきます。

「控除」という言葉は特に覚えなくても大丈夫です。とにかく「控除」というものには税金を減らす効果があるんだ、それくらいで問題ありません。具体的な数字を使ったケーススタディや、確定申告書の記載方法は後述するので安心してください。

医療費の範囲

医療費控除の対象となる医療費には自由診療も含みます。ポイントは医師の診療又は治療を受けて支払ったものかどうかです。

ICL治療は手術で眼の中にレンズを入れる矯正方法ですので、その費用は医療費控除の対象です。

医療費控除の計算と還付される税金の額

医療費控除の計算については、細かいことはさておき、ざっくりと把握すれば問題ありません(国税庁のプラウザソフトに年収などの情報を入力すれば自動で計算されます。後述するので安心してください)。具体的な金額は下のように計算されます。

確定申告の際の医療費控除の額※

(支払った医療費 - 保険金などで補填される金額 - 10万円)

減額される税金額

(支払った医療費 - 保険金などで補填される金額 - 10万円) × 自分の税率

※ 医療費控除の上限額は200万円です。また、所得金額が200万円未満の方は、その所得金額の5%の金額となります。

次に税率とケーススタディを見てみましょう。

ケーススタディ

サラリーマンが支払う税金は主に、所得税と住民税です。

所得税の税率は下記の表のとおりで、住民税の税率は一律10%です。

所得税の速算表(平成27年分以降)

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超える 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超える 695万円以下	20%	427,500円
695万円を超える 900万円以下	23%	636,000円
900万円を超える 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円を超える 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

例えば、所得税率20%かつ住民税率10%の方がいるとします。その方が年間で50万円の医療費を使ったとすると、

$$(50万円 - 10万円) \times 税率(20+10)\% = 12万円$$

という具合に、先の式に当てはめて、減額される税金の額が約12万円であると把握することができます。

このときの注意点は、所得税の税率です。年収をベースに上記の所得税率表を見るのではありません。

源泉徴収票のサンプルを確認してみましょう。

支 払 金		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉 徴 収 税 額	
内	内	内	内	内	内	内	内
給料・賞与	7,978,800	5,980,920	1,960,376	384,400			
(源泉)控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養義務者の数		10歳未満扶養親族の数		厚生年金の額(本人を除く)の数	
○	○	内	内	内	内	内	内
380,000							
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地図保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額	
内	内	内	内	内	内	内	内
1,066,860		120,000		13,516			
(摘要)							
新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額	
内	内	内	内	内	内	内	内
180,000		207,000		121,341			
住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除の額	
内	内	内	内	内	内	内	内
10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日
10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日
10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日

この場合は、年収が7,978,800円です。所得はもっとずっと低く、

$$5,980,920円 - 1,960,376円 = 4,020,544円$$

と計算されます。源泉徴収票をみて所得を計算する方法は、このようにワンパターンで覚えておきましょう。

→給与所得控除後の金額 - 所得控除の額の合計額 = 所得の金額

そうするとこの源泉徴収票の持ち主は、所得税率表にあてはめると所得税率20%であるとわかります。

最後に源泉徴収票を用いて、確定申告書を作成してみましょう。

確定申告書の作り方

源泉徴収票、医療費の支払い先と金額がわかる資料(領収書など)、マイナンバーカードを用意しましょう。

国税庁のホームページには「確定申告書等作成コーナー」というブラウザソフトがあり、その流れに沿って入力を進めれば、基本的には確定申告書は完成します。



確定申告書等作成コーナー
www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl

以下は、画面に沿って解説します。

国税庁 確定申告書等作成コーナー □ ご利用ガイド ● よくある質問

作成コーナートップ

申告書等を作成する

作成前にご利用ガイドをご覧ください。

NEW 作成開始 > 保存データを利用して作成 >

- 新規に申告書や決算書・収支内訳書を作成
- 途中で保存したデータ（拡張子が [.data]）を読み込んで、作成を再開
- 過去の申告書データを利用して作成

上記URLをクリックするとこの画面が表示されます。作成開始をクリックします。

国税庁 確定申告書等作成コーナー □ ご利用ガイド ● よくある質問 □ よくある質問を検索

税務署への提出方法の選択

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

税務署への提出方法を選択してください。

e-Taxで提出 マイナンバーカード方式

e-Taxで提出 ID・パスワード方式

印刷して提出

e-Taxという電子申告の方法もありますが、よくわからなければ一番右の印刷して提出をクリックします。

国税庁 確定申告書等作成コーナー □ ご利用ガイド ● よくある質問 □ よくある質問を検索

作成する申告書等の選択

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

① 事業所得や不動産所得がある方は、所得税の確定申告書を作成する前に、青色申告決算書・収支内訳書を作成してください。

作成する申告書等と年分を選択してください。

令和元年分の申告書等の作成

所得税

決算書・収支内訳書

消費税

贈与税

- 所得税の確定申告書を作成します。（医療費控除、寄附金控除、住宅ローン控除など）。
- 事業所得や不動産所得がある方が、青色申告決算書や収支内訳書を作成します。
- 個人の事業者の方が、消費税の確定申告書を作成します。
- 財産の贈与を受けた方が、贈与税の申告書を作成します。

一番左の赤枠「所得税」をクリックします。

入力方法選択

申告する方の所得の種類により申告書の作成手順が異なります。該当する作成手順の「作成開始」ボタンをクリックしてください。

給与・年金の方 (給与・年金専用)

給与所得や年金所得のみの方専用の初めての方でも操作しやすい画面に入力し、申告書等を作成します。

左記以外の所得のある方 (全ての所得対応)

全ての所得・控除に対応した入力画面から、必要な項目を自身で選択・入力し、申告書等を作成します。

左のボタン選択がお分かりにならない方

表示される質問に「はい」又は「いいえ」で答へ、回答に応じて表示される画面に入力し、申告書等を作成します。

ご利⽤申込 → 作成開始

ご利⽤申込 → 作成開始

ご利⽤申込 → 作成開始

一番左の青枠「給与・年金の方」をクリックします。(給与以外の収入がある方は真ん中、よくわからな方は一番右をクリック)

通用を受ける控除の選択

年末調整で通用を受けた控除以外に追加・変更する項目にチェックしてください。

- ふるさと納税ワンストップ特別の適用に関する申請書を提出された方が確定申告を行う場合には、ワンストップ特別の適用を受けることができます。
- 確定申告を行う際に、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額に含める必要がありますのでご注意ください。

通用を受ける所得控除について（複数選択可）

医療費控除 寄附金控除 勤務控除

（特定端末基準）住宅借入金等特別控除 （年末調整で既に適用を受けている場合を除く）

・住宅耐震改修特別控除 住宅外壁改修特別控除 認定住宅改修等特別控除 のいずれか

上記以外の控除の追加・変更

年末調整で通用を受けた控除の変更や、通用を受けていない控除の追加をする場合はチェックしてください。

- 国民年金や被扶養者控除（扶養家族のものを含む）を追加する場合は、扶養控除を選択
- 勤務控除を選択する場合は、勤務控除を選択
- 寄附者控除を選択する場合は、寄附者控除を選択

・国外控除控除 国定納税額 本年分で差し引く総額控除 登録以後に納り越す損失額 のいずれか

医療費控除の適用を受けるので、医療費控除にチェックを入れます。その後は流れに沿って生年月日などを入力すると、源泉徴収票の入力画面になります。

源泉徴収票の入力

令和元年分の源泉徴収票に記載されているとおりに、入力してください。

①支払金額

②給与所得控除後の金額

③所得控除の額の合計額

④源泉徴収税額

⑤住宅借入金等特別控除の額の記載

右側に源泉徴収票の例示があります。

お手元の源泉徴収票の情報を入力します。対応する番号の箇所を転記するだけなので、非常に入力しやすいです。

所得控除の入力

ふるさと納税ワンストップ特別の適用に関する申請書を提出された方が確定申告を行う場合には、ワンストップ特別の適用を受けることができます。

確定申告を行う際に、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額に含める必要がありますのでご注意ください。

配偶者や被扶養者の障害者控除の人方は、「配偶者控除」、「被扶養者控除」の入力画面から行ってください。

所得控除の種類	入力・訂正内容確認	入力有無	入力内容から計算した控除額 (円)
雇用控除			
医療費控除 <input checked="" type="checkbox"/>	入力する		
社会保険料控除			
小規模企業共済等掛金控除			
生命保険料控除			
地震保険料控除			
寄附金控除			
基礎控除 <input checked="" type="checkbox"/>			380,000
合計			1,960,376

源泉徴収票の入力が終わったら、次は医療費の詳細を入力します。「入力する」をクリックします。

